

新潟県の最低賃金が

65円UP↑

1,050 円になります。

◎新潟県の最低賃金は、令和7年10月2日（木）から1,050円（時間額）となります。
現在公開中の求人が最低賃金を下回っていないかご確認をお願いします。

💡最低賃金額の確認方法💡

- ① 時給制：時給額が1,050円以上
- ② 日給制：日給÷〔1日の平均所定労働時間数〕が1,050円以上
- ③ 月給制：月給÷〔1か月の平均所定労働時間数〕が1,050円以上

※ 次の賃金は算入しません。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ・ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ・ 22時～5時の間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

詳細な計算方法や歩合給の場合の計算方法など、最低賃金に関するご相談は労働基準監督署へ
十日町労働基準監督署 ☎025-752-2079

💡最低賃金を下回っている場合の手続き💡

求人者マイページより賃金額の修正をお願いします。

求人者マイページを開設していない場合、求人者マイページの操作方法が分からない場合は、ハローワーク十日町の事業所部門（☎025-757-2407）へお問い合わせください。

※ご注意ください※

10月2日時点で最低賃金を下回っている求人については、法令に基づき求人の公開・紹介ができません。

早期のご確認と修正にご協力をお願いします

令和7年9月10日
ハローワーク十日町 事業所部門